

津市公告第64号

津市統合型校務支援システム構築等業務に係るプロポーザルを実施するので、
公告します。

平成29年5月25日

津市長 前 葉 泰 幸



1 業務概要

- (1) 業務名 津市統合型校務支援システム構築等業務
- (2) 履行期間 契約締結日から平成34年9月30日まで
ただし、システム構築・機器等設置期限は平成29年9月30日とし、当該期限までに全ての機器等について初期環境設定及び動作検証が終了しているものとします。
- (3) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額※）
124,060千円

内訳

（単位：千円）

年 度	平成29年度	平成30年度から 平成33年度まで	平成34年度
上限額	12,406 (6箇月分)	24,812 (1年度当たり)	12,406 (6箇月分)

※ 消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（1円未満の端数は切り捨て）となります（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用します。）。

2 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす津市に本店又は支店等を有する事業者若しくは、地元事業者（津市に本店又は支店等を有する者）と他の事業者とのコンソーシアム方式（以下「共同の事業体」といいます。）であり、代表となる事業者と代表となる事業者以外の事業者のいずれも以下の参加資格要件の全てを満たす共同の事業体であること。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

- ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 印鑑（登録）証明書
 - オ 本市の区域内に事業所を有する法人にあつては、市税に係る事業所の完納を証明する書類
 - カ 本市の区域内に事業所を有する個人にあつては、市税に係る完納を証明する書類
 - キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
 - ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (3) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申

立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。

3 プロポーザル実施スケジュール

公告	平成29年 5月25日（木）から
実施要領等の配布	平成29年 5月25日（木）から 6月19日（月）午後3時まで
質問書の受付	平成29年 5月25日（木）から 6月 8日（木）午後3時まで
質問の回答期限	平成29年 6月14日（水）午後5時まで
参加表明書提出期限	平成29年 6月19日（月）午後5時まで
提案書提出期限	平成29年 6月26日（月）午後5時まで
第1次審査（書面審査）	平成29年 6月29日（木）から 6月30日（金）まで
第1次審査結果通知	平成29年 7月 3日（月）まで
第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	平成29年 7月 7日（金）午後1時30分 から
審査結果通知	平成29年 7月10日（月）以降速やかに

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをしてください。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

提案書は、津市統合型校務支援システム構築等業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」といいます。）として選定します。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行います。

なお、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行います。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市統合型校務支援システム構築等業務に係るプロポーザル実施要領」によります。

【問い合わせ先】

津市教育委員会事務局学校教育課

電話 059-229-3244

FAX 059-229-3257